

介護保険住宅改修Q&A

ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合がありますので、ご不明な点は雲南広域連合 介護保険課 管理給付係 までお問い合わせください。

雲南広域連合介護保険課

項目	質問	回答
工区内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
賃貸住宅の住宅改修	賃貸住宅であっても住宅改修は可能か。	書面により貸主の承諾を得ていることが確認できれば可能。
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考え、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子等の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えない。
一時帰省の際の住宅改修	施設入所している要介護者が、一時的に施設から外泊することがあるため、住宅改修を行いたいが、保険給付の対象となるか。	生活拠点は施設にあるため、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなり、住宅改修の対象とはならない。
処分費用	住宅改修の際に不要となった便器・扉等の撤去費用および処分費用は給付対象となるか。	工事に係る付帯行為であるため、給付対象となる。
同一世帯複数の住宅改修	同一世帯に複数の要介護者が居る場合は、各々の住宅改修が可能か。	改修必要箇所が重複しない場合には、可能である。
認定申請前の住宅改修	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となるか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象とは認められない。
認定申請中の住宅改修	要介護認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請は可能であるが、認定結果が非該当となった場合は給付の対象とはならないため、改修の費用は全額自己負担となる。
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
廊下に設置されている洗面台の移動に係る費用について	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象となるか。	住宅改修の項目にはないため対象とはならない。
浴室の改修	手すりの取付け、段差解消等のため、既存の浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も対象となるか。	必要とする住宅改修の項目ごとに按分することが可能であれば給付の対象となる。
手すりの取付け	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型(棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
	既存の手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し新たに手すりを設置する場合は対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば対象とならない。
	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
	手すり取付けの下地補強の際、クロス張替えの必要が出た場合は住宅改修の対象費用となるか。	下地補強した部分のみであれば対象となるが、壁全体を張り替えた場合は対象とならない。ただし、全面を張り替えた場合でも、手すりに係る部分が按分できるのであれば対象となる。
	手すりの取付けの際にねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)により取付けを行った場合は住宅改修の対象となるか。	固定剤による取付けも住宅改修の対象となる。

項目	質問	回答
	廊下に手すりを取り付けたいが、途中で扉があり、開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定され一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となるか。	動作または取り付け位置の条件等から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となる。
段差解消	床段差を解消するために浴室にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないもの(ねじ等で固定されている)は床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となる。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
	段差解消のために敷居を撤去することとしたが、扉と床の間に隙間が生じることとなるため、扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として給付対象となるか。	給付対象となる。
	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口的位置を変更 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
	車イスを利用している要介護者のために、玄関から道路までの庭をコンクリート舗装等にする工事は対象となるか。	対象となるが、要介護者の導線上にない庭部分を過大に舗装等することは認められない。
	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
	通所介護等送迎車が庭で転回するために、庭を舗装する場合は住宅改修の対象となるか。	要介護者の移動の円滑化には当たらないため、対象とならない。ただし、要介護者が送迎車等に乗降する場所までであれば、改修が必要と認められれば対象となる。
	車イスの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることも、移動の円滑化として住宅改修の対象としてよいか。	老朽化、物理的・科学的な消耗、摩耗を理由とするのであれば改修の対象とはならない。
	引き戸等への扉の取り替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。
掃き出し窓が重く開閉が容易ではないため、取り替える場合は住宅改修の対象となるか。		身体的状況等により、掃き出し窓を家屋の出入りに使用している、または改修を機に使用するのであれば対象となるが、単に窓を取り替える場合では「扉の取り替え」には当たらないため、対象とはならない。
既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。		既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。		引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

項目	質問	回答
洋式便器等への便器の取り替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給対象となる。
	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
	身体的状況により現在の洋式便器の便座に座れないため、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の支給対象となるか。	洋式便器等への便器の取替として支給対象となる。
	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
	和式便器を洋式便器に改修する際、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置費用は支給対象となるか。	給付対象とはならない。
	既存の和式トイレを改修するのではなく、居室隣等に洋式トイレを新たに設置し、既存のトイレは家族がそのまま使用する場合は住宅改修の支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象とはならない。
	男性用小便器トイレと和式トイレまたは洋式トイレがある住居で、和式トイレまたは洋式トイレを残したまま、小便器を洋式便器に改修するのは支給対象となるか。	トイレの増設となるため対象とはならない。
	要介護状態を勘案し、居室から離れた和式トイレを取り壊し、居室隣等に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の支給対象となるか。	洋式便器等への便器の取替として支給対象となる。
便器の取替に伴う給排水設備工事は、「水洗化にかかるもの」を除き認められているが、どのような工事が認められ、どのような工事が認められないのか。	便器の取替に伴う給排水設備工事として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変える際の、配水管の長さや位置を変える場合である。よって、非水洗式便器を水洗化する際の、浄化槽設置工事、公共下水道に接続する枡からトイレまでの配水管工事等は支給対象工事とはならない。	